

2024年4月1日

# にしき保育園 BCP（事業継続計画）

社会福祉法人にしきの会

にしき保育園

# にしき保育園BCP（事業継続計画）

-もくじ-

- 1 基本方針 …… 3 p
  - (1) 目的
  - (2) 災害発生時の初期対応
  - (3) 適用範囲
  
- 2 災害時役割分担 …… 4 p
  
- 3 災害発生時の行動 …… 5 p
  - (1) 行動原則
  - (2) AEDについて
  - (3) トイレの利用について
  - (4) 給食の提供について
  - (5) 開園時間外に災害が発生
  
- 4 災害時の感染症対策 …… 6 p
  
- 5 事業継続に向けて …… 7 p

# 1 基本方針

## (1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者（児童、保護者、関係者）及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

## (2) 災害発生時の初期対応

- ①利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする。
- ②施設長は、児童の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる。
- ③施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況の場合は最短期日での復旧を目指す。

## (3) 適用範囲

本計画は、にしき保育園に対して適用する。

## 2 災害時役割分担

①災害（地震・大雨・洪水・台風・津波・火災・土砂など）発生時の役割は以下のとおりとする。

施設の被害状況確認（施設内外の状況確認）	施設長
保育継続、避難所への避難、休園、降園の判断と連絡	施設長
保育課へ被災状況の報告（災害発生時の連絡票）	施設長
児童・職員へ避難指示・災害時引き渡し申請書の持ち出し	施設長
児童・職員の避難誘導・確認	主任
児童・職員の被災状況・人数の確認	主任
園長へ状況報告	主任
児童の安全確保	各担任
初期消火班	調理員

②施設長が不在のときは主任が、主任が不在のときは施設長が任務を兼務する。

### 3 災害が発生時の行動

#### (1) 行動原則

にしき保育園危機管理対応要綱及び防災計画に従い、園児の命を守る行動をとる。

#### (2) AED について

- ・心肺が停止した児童及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報とAEDを持ってくることを指示する。
- ・発見した職員は、機械のアナウンスによって救命活動を行う。なお、1人では行わず、必ず2人以上で行う。

#### (3) トイレの利用について

- ・施設長は、地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、排水状況を確認してから使用を許可する。
- ・断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便は数回分まとめて流し、大便はバケツ1杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる。
- ・大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴槽やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。

#### (4) 給食の提供について

- ・栄養士に、給食やおやつを提供状況を確認する。(食材の在庫状況、今後の納品状況)
- ・非常食を準備し、飲料水を用意する。

#### (5) 開園時間外に災害が発生

- ・職員は自身の安全を確保後、安否確認を園のLINEグループで報告する。
- ・施設長と主任は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育継続の有無を職員および保護者に「ピタゴラ連絡網」で伝える。  
ただし、夜間で移動に危険が伴う可能性がある場合は、夜明けを待って行動する。
- ・園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。

## 4 災害時の感染症対策

- ・感染レベルを4区分し、レベルに応じた対応をとる。

<四つの感染レベルと対応>

グリーン	症状	症状が軽い。または、症状が深刻だが、ヒトからヒトへの感染が発生しない
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な数量のマスクや手袋を用意する。</li> <li>・職場における清掃、消毒のためのガイドラインを作成する。</li> <li>・職員や保護者の感染有無確認のための準備をする。</li> </ul>
イエロー	症状	症状が深刻。ヒトからヒトへの感染が拡大し、国外で発生している。国内で感染が認められるがインフルエンザより僅かに深刻な状態か持病のある人たちには深刻になり得る可能性がある。
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が確認された国や地域への職員の渡航を禁止する。</li> <li>・感染地域の渡航者には、検査を受けてもらう。</li> <li>・適切にマスクや手袋を支給する。</li> </ul>
オレンジ	症状	症状が深刻でヒトからヒトへの感染が拡大。 国内で広範囲な感染は見られず落ち着いた状態
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切にマスクや手袋を支給する</li> <li>・職場の共同利用エリアの清掃、消毒を行う</li> <li>・症状が出ているものは、ガイドラインに従い、休暇をとる。</li> <li>・園児に感染が出ている場合は、休んでもらう。</li> </ul>
レッド	症状	症状が深刻で国内でも広範囲に感染拡大 大規模な混乱 休校、リモートワーク、大量の死者
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクや手袋を適切に装着する。</li> <li>・職場の共同利用エリアの清掃、消毒を頻繁に行う。</li> <li>・複数の感染者が出た場合は、感染を広げないようにクラス閉鎖をする。</li> </ul>

## 5 事業継続に向けて

### (1) 被災時の保育継続の判断

- ・施設長は被害を確認し、「保育の継続」か「保護者に迎えを依頼する」か、を判断する。
- ・余震を警戒し安全な部屋で合同保育を行い、二次災害が起きないように備える。
- ・保護者及び災害時引き渡し申請者が迎えに来るまで児童の安全を確保し保育を行う。
- ・帰宅困難な状況になり連絡が来ない児童に関しては、迎えが来るまで保育を行う。迎えが来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断を施設長及び主任で行う。

### (2) 被災後の事業継続判断

- ・翌日の保育は園の状況を見て判断し、一斉メールを送信する。停電により送信できない場合は保育課に電話で報告、玄関に貼紙で内容を知らせる。
- ・施設の被害状況を確認し、全てのライフラインが生きている場合は通常保育を行う。  
＜ライフラインの判断基準＞
  - ① 施設の被害が少なく、電気・ガス・水道のライフラインが生きている場合は通常保育とする。
  - ② 施設の被害は少ないが電気使用不可の場合は、短縮保育（16：00 まで）を原則とする。
  - ③ 施設の被害は少ないが、水道使用不可の場合は、トイレが使用不可のため水道が回復するまで休園とする。
  - ④ 施設の被害が大きく、ライフラインが全滅の場合は、保育が可能になるまで休園とする。
- ・施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況を加須市保育課に報告する。
- ・保育の再開は一斉メールで送信する。保育課にも再開の状況を伝える。
- ・災害後に提供する保育の内容を職員会議で決定し、全員が保育内容を把握した状態で勤め、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気をつくっていく。
- ・給食は、委託先業者と①代替保育先の調理室を使って給食を提供、②別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供はなく保護者が弁当を持参、の中から協議して決める。